イ　当該契約の締結に当たっては、施設給付決定保護者（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）第二十四条の三第六項に規定する施設給付決定保護者（法第六十三条の三の二第一項又は第二項の規定により障害児施設給付費等を支給することができることとされた者を含む。）をいう。以下同じ。）に対し、当該契約の内容について文書により事前に説明を行うこと。

ロ　当該契約の内容について、施設給付決定保護者から文書により同意を得ること。

ハ　食事の提供に要する費用及び光熱水費に係る利用料について、その具体的な内容、金額の設定及び変更に関し、運営規程（指定施設基準第三十五条、第五十八条、第六十七条及び第七十七条に規定する運営規程をいう。）への記載を行うとともに、指定知的障害児施設等の見やすい場所に掲示を行うこと。

二　食事の提供に要する費用及び光熱水費に係る利用料

イ　食事の提供に要する費用に係る利用料

食事の提供に要する費用に係る利用料は、食材料費及び調理等に係る費用に相当する額を基本とすること。ただし、指定知的障害児施設等に通う障害児に係る施設給付決定保護者のうち、児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号。以下「令」という。）第二十七条の十一第一項第二号から第四号までに掲げる者及び同項第一号に掲げる者のうち、施設給付決定保護者及び施設給付決定保護者と同一の世帯に属する者について指定施設支援（法第二十四条の二第一項（法第六十三条の三の二第三項において読み替えて適用する場合を含む。）に規定する指定施設支援をいう。以下同じ。）のあった日の属する年度（指定施設支援のあった日が四月から六月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割（同法第三百二十八条の規定によって課する所得割を除く。）の額を合算した額が二万円未満であるものについては、食材料費に相当する額とすること。

ロ　光熱水費に係る利用料

光熱水費に係る利用料は、光熱水費に相当する額とすること。

○厚生労働省告示第五百六十六号

児童福祉法に基づく指定施設支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百五十七号）に基づき、厚生労働大臣が定める障害児の数の基準及び障害児施設給付費の算定方法を次のように定め、平成十八年十月一日から適用する。

平成十八年九月二十九日

厚生労働大臣　柳澤　伯夫

厚生労働大臣が定める障害児の数の基準及び障害児施設給付費の算定方法

一　指定知的障害児施設（児童福祉法に基づく指定知的障害児施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十八号。以下「指定施設基準」という。）第一条第二号に規定する指定知的障害児施設をいう。以下同じ。）、指定第一種自閉症児施設（同条第三号に規定する指定第一種自閉症児施設をいう。以下同じ。）又は指定第二種自閉症児施設（同条第四号に規定する指定第二種自閉症児施設をいう。以下同じ。）において指定施設支援（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）第二十四条の二第一項（法第六十三条の三の二第三項において読み替えて適用する場合を含む。）に規定する指定施設支援をいう。以下同じ。）（法第七条第三項に規定する知的障害児施設支援に係るものに限る。以下この号において同じ。）を行った場合に、指定施設支援を受ける障害児の数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合における知的障害児施設給付費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める障害児の数の基準	厚生労働大臣が定める知的障害児施設給付費の算定方法
指定知的障害児施設、指定第一種自閉症児施設又は指定第二種自閉症児施設の過去三月間の障害児の数（指定施設支援を受けた障害児の数に法第二十七条第一項第三号による措置又は同条第二項による委託によって入所している児童の数を加えた数をいう。以下同じ。）の平均値が、入所定員の数に百分の百五を乗じて得た数を超える場合又は次の(1)若しくは(2)のいずれかに該当する場合	児童福祉法に基づく指定施設支援の費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百五十七号。以下「指

(1)　入所定員が五十人を超えない指定知的障害児施設、指定第一種自閉症児施設又は指定第二種自閉症児施設　一日の障害児の数が、入所定員の数に百分の百十を乗じて得た数を超える場合

(2)　入所定員が五十人を超える指定知的障害児施設、指定第一種自閉症児施設又は指定第二種自閉症児施設　一日の障害児の数が、入所定員の数から五十を控除した数に百分の五を乗じて得た数に五を加えた数を加えて得た数を超える場合

二　指定知的障害児通園施設（指定施設基準第一条第五号に規定する指定知的障害児通園施設をいう。以下同じ。）において指定施設支援（法第七条第四項に規定する知的障害児通園施設支援に係るものに限る。以下この号において同じ。）を行った場合に、指定施設支援を受ける障害児の数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合における知的障害児通園施設給付費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める障害児の数の基準	厚生労働大臣が定める知的障害児通園施設給付費の算定方法
イ　平成十八年十月一日から平成二十年三月三十一日までの間 次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合 (1)　指定知的障害児通園施設の過去三月間の障害児の数の平均値が、次の㈠又は㈡のいずれかに該当する場合 ㈠　入所定員の数が三十人以下の指定知的障害児通園施設　入所定員の数に三を加えて得た数を超える場合 ㈡　入所定員の数が三十一人以上の指定知的障害児通園施設　入所定員の数に百分の百十を乗じて得た数を超える場合 (2)　指定知的障害児通園施設の一日の障害児の数が、次の㈠から㈢までのいずれかに該当する場合 ㈠　入所定員が十五人未満の指定知的障害児通園施設　入所定員の数に三を加えて得た数を超える場合 ㈡　入所定員が十五人以上五十人以下の指定知的障害児通園施設　入所定員の数に百分の百二十を乗じて得た数を超える場合 ㈢　入所定員が五十人を超える指定知的障害児通園施設　入所定員の数に当該入所定員の数から五十を控除した数に百分の十を乗じて得た数に十を加えた数を加えて得た数を超える場合 ロ　平成二十年四月一日以降 次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合 (1)　指定知的障害児通園施設の過去三月間の障害児の数の平均値が、入所定員の数に百分の百五を乗じて得た数を超える場合 (2)　指定知的障害児通園施設の一日の障害児の数が、次の㈠又は㈡のいずれかに該当する場合 ㈠　入所定員が五十人を超えない指定知的障害児通園施設　入所定員の数に百分の百二十を乗じて得た数を超える場合 ㈡　入所定員が五十人を超える指定知的障害児通園施設　入所定員の数に当該入所定員の数から五十を控除した数に百分の十を乗じて得た数に十を加えた数を加えて得た数を超える場合	厚生労働大臣が定める知的障害児通園施設給付費の算定方法 障害児施設給付費単位数表の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定施設支援費用額算定基準の例により算定する。

(1)　入所定員が五十人を超えない指定知的障害児施設、指定第一種自閉症児施設又は指定第二種自閉症児施設　一日の障害児の数が、入所定員の数に百分の百十を乗じて得た数を超える場合

(2)　入所定員が五十人を超える指定知的障害児施設、指定第一種自閉症児施設又は指定第二種自閉症児施設　一日の障害児の数が、入所定員の数から五十を控除した数に百分の五を乗じて得た数に五を加えた数を加えて得た数を超える場合

障害児施設給付費単位数表（以下「障害児施設給付費単位数表」という。）の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定施設支援費用額算定基準の例により算定する。